

# 倫理指針

## 職業倫理

当院職員が、医療に関わる職業人として職責の重大性を認識し、人と社会に貢献するよう、下記の通り職業倫理指針を定める。

1. 患者さんの生命、人格および権利を尊重し、思いやりを持って患者本位の医療に従事するように努める。
2. 職員は互いに尊敬し合い、一致協力して最良の医療を提供する。
3. 質の高い医療を提供するために、自己研鑽や後進の指導に努めるとともに、医療の進歩・発展に尽くす。
4. 職務の尊厳と責任を自覚し、教養を深め人格を高めるように心がける。
5. 医療の公共性を重んじ、医療を通じて地域社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。

## 臨床倫理

臨床における様々な問題に対応し、患者さんにとって最も望ましい医療を適切に提供するよう、下記の通り臨床倫理指針を定める。

1. 患者さんの自己決定権を尊重し、十分な説明を行い、理解と同意を得て治療方針を決定する。
2. 患者さんの個人情報などプライバシーを保護し、職務上の守秘義務を遵守する。
3. 他医療機関等への受診、転院、セカンドオピニオン等に関しては、患者さんの意思を尊重して適切な情報を提供し、協働する。
4. 関係法令やガイドラインおよび当院規定の実施手順に従って、検査・診断・治療・研究を行う。
5. 生命倫理に関する問題や医療行為の妥当性に関する問題については、関係部署のカンファレンスにおいて多職種により検討を行い、治療方針を決定する。また、判断の難しい倫理的問題については、臨床倫理委員会等において十分な検討を行う。
6. 医療の発展のために臨床研究には積極的に取り組み、実施に当たっては研究倫理委員会等において十分な検討を行う。

## 研究倫理

人を対象とする生命科学・医学系研究に携わる関係者が、研究の対象者の尊厳及び人権を守り、研究を適正に推進できるように、下記の通り研究倫理指針を定める。

1. 社会的及び学術的意義を有する研究を実施すること。
2. 研究分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること。
3. 研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益を比較考量すること。
4. 独立した公正な立場にある研究倫理審査委員会の審査を受けること。
5. 研究対象者への事前の十分な説明を行うとともに、自由な意思に基づく同意を得ること。
6. 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮をすること。
7. 研究に利用する個人情報等を適切に管理すること。
8. 研究の質及び透明性を確保すること。